

令和 8 年 2 月 12 日

公立大学法人前橋工科大学
理事長 西 蘭 大 実 様

副 学 長 本 多 一 郎
事 務 局 長 五 嶽 信 広

監 査 報 告 書
【科学研究費・特別監査】

公立大学法人前橋工科大学科学研究費取扱規程（平成 25 年規程第 116 号）第 8 条第 3 項の規定により特別監査を実施したので、下記のとおり報告します。

記

1 監査の実施期日

令和 8 年 2 月 9 日（月）

2 監査の対象者

通常監査の対象 2 課題のうち、採択期間の合計交付額（直接経費）の最も大きい次の 1 課題（通常監査のうちおおむね 10 パーセント）に係る研究者（環境・デザイン領域 准教授 1 名）を選定した。

3 監査方法の概要

次の 2 項目について、一定数を抽出し、「令和 7 年度 研究費特別監査チェックリスト」に基づき、20 分程度の現場実査を行った。

(1) 旅費関係：研修旅行等の目的及び概要を抜き打ちで聴取

(2) 人件費関係：研究補助員の勤務実態について、当該教員より聴取及び作業記録等の確認

4 監査結果の概要

科学研究費の執行について監査を実施した結果、関係書類及び聞き取り内容から、いずれも適正に処理されていることを確認し、次のとおり適切に行われていると認める。

(1) 旅費関係：研修旅行等について、目的及び概要を抜き打ちで聴取した結果、いずれも研究遂行上必要な出張であることが確認され、旅費の執行は適正に行われていると認められた。

(2) 人件費関係：研究補助員が作成した作業記録を目視で確認した結果、勤務内容及び従事時間は研究業務の実態と整合しており、人件費の執行は適正に管理されていると認められた。

5 是正又は改善を要する事項
特に無し

6 その他必要と認める事項
特に無し